

応募上の注意事項

1. 支給条件

- ①航空券は、格安エコノミー航空券。その券種がない航路については応相談とする。
- ②旅行日程は、土日休日をできるだけ挟まず、かつ、無駄な日がない必要最小限の滞在日数とすること。その旨が確認できる比較的詳細な旅行計画書を提出すること。

2. 帰国後の提出物

- ① 航空券の半券（原本）と領収書一式（原本）及び支出報告書。
- ② 研修成果報告書。自発研修を通じて得られた成果を詳細に記述し、指導教授の承認印を受け、帰国後 3 週間以内に法研事務所に提出すること。分量は A4（40 字 X36 行）で 5 枚程度とする。

3. 支給の停止・打ち切り・返納

助成対象者が次のいずれかに該当する場合、支給を停止し、または既に支給した助成金の全部もしくは一部を返納させることがある。

- ① 虚偽の申請等不正な手段によって助成金の支給を受けたことが判明したとき
- ② 応募資格に該当しなくなったとき（退学を含む）
- ③ 大学において懲戒処分等、自発研修の続行が不可能な処分を受けたとき
- ④ 研修成果報告書を定められた期限までに提出しなかったとき
- ⑤ 研修成果報告書の内容が杜撰で、申請書に記した研修目的および内容を果たしていないと末延若手養成プロジェクト委員会が判断したとき
- ⑥ 助成金の一部または全部を自発研修目的以外に使用したと末延若手養成プロジェクト委員会が判断したとき